

「おおいたの幸」ブランド化支援事業実施要領

（目的）

第1条 本事業は、「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、本市産農林水産物等の地域資源を活用した研究開発や商品化、販路拡大を支援することで、本市の農林水産業の振興に資することを目的とする。

（要件）

第2条 当事業において支援の対象とするものは、以下に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 本市産の農林水産物等の地域資源を活用した取組であること
- (2) 成果が本市の農林水産業の振興に寄与するものであること
- (3) 商品化促進支援事業において開発された商品について、ラベルもしくはパッケージ等に、本市内産の地域資源を使用していることが分かるように表記すること。

（大分市6次産業化推進品目）

第3条 要綱第3条第1項の別表に掲げる大分市6次産業化推進品目は、「おおいたの幸」ブランド化推進会議の意見に基づき、市長が決定するものとする。

（実施方法）

第4条 事業は公募により実施する。

（補助対象経費）

第5条 以下に掲げる経費については、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）から除外する。

- (1) 機械装置等リース又はレンタルにかかる費用において、車両、パソコン等の汎用性があると認められる経費
- (2) 既存事業との区分が不可能な共通的経費
- (3) その他補助することが適当でないと認められる経費

（計画の認定申請）

第6条 要綱第3条の2第1項に基づき計画の認定申請をしようとする者（以下、「計画認定申請者」という。）は、実施計画認定申請書の添付書類として以下の書類を添付し、市長が定める日までに市長に提出する。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 見積書等事業費の積算がわかる書類
- (4) 3月以内に発行された大分市産地域資源の産地証明又はその写し（販売力強化支援事業に限る。）

(審査等)

第7条 提出された実施計画認定申請書等は、「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金審査要領に基づき審査するものとし、市長は計画認定申請者に対し、必要に応じて追加資料の提出や説明を求めるものとする。

なお、審査に関する内容は、原則非公開とするが、審査結果については、公開するものとする。

2 市長は、前項で審査した後、計画認定が見込まれるものについては、「おおいたの幸」ブランド化推進会議に意見を聞くことができる。

(審査基準)

第8条 審査では、原則として次に掲げる基準から総合的に審査を行うものとする。

1 研究開発支援事業

- (1) 一次産業へ貢献するものである
- (2) 新規性や独自性がある
- (3) 事業実施内容が妥当である
- (4) 市場ニーズに沿っている
- (5) 大分市産地域資源の供給体制の見込みが明確である
- (6) 事業実施体制が整っている
- (7) 補助対象経費が妥当である

2 商品化促進支援事業

- (1) 一次産業へ貢献するものである
- (2) 新規性、独自性がある
- (3) 事業実施内容が妥当である
- (4) 市場ニーズに沿っている
- (5) 大分市産地域資源の供給体制が明確である
- (6) 商品化後の生産体制が整っている
- (7) 販売手法が明確である
- (8) 事業実施体制が整っている
- (9) 販売目標が妥当である
- (10) 商品の本市農林水産物等の魅力発信力・訴求効果がある
- (11) 補助対象経費が妥当である

3 販売力強化支援事業

- (1) 一次産業へ貢献するものである
- (2) 事業実施内容が妥当である
- (3) 市場ニーズに沿っている
- (4) 大分市産地域資源の供給体制が明確である
- (5) 商品の生産体制が整っている
- (6) 販売手法が明確である

- (7) 事業実施体制が整っている
- (8) 販売目標が妥当である
- (9) 商品の本市農林水産物等の魅力発信力・訴求効果がある
- (10) 補助対象経費が妥当である

(補助金の交付申請)

第9条 要綱第4条第1項に基づく補助金交付申請書に添える書類の事業計画書は別紙1、収支予算書は別紙2、課税事業者届出書は別紙3、誓約書は別紙4の様式を用いるものとする。

- 2 要綱第4条第1項の市長が定める日とは、要綱第3条の2第2項の規定による通知日から起算して30日を経過する日とする。ただし、特別な理由があり、事前に報告した場合は、この限りでない。

(交付決定の取り消し)

第10条 以下の(1)から(4)に該当する変更が生じる場合は、交付決定を取消し、補助金は交付しないものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止。
- (2) 事業計画書と著しく異なる内容で事業を実施した場合。
- (3) 交付決定を受けた事業と同様の内容で、他の助成制度等による財政的支援を受けている、あるいは受けたことのある場合。
- (4) 補助金の交付を受けた者（以下、「補助事業者」という。）が変更又は解散したとき。

(軽微な変更)

第11条 要綱第6条第1項で定める軽微な変更は、次に掲げるものをいう。但し、変更にあたっては、事前に市と協議するものとする。

- (1) 補助対象経費区分において、20%以内の増減となる変更の場合
- (2) 補助対象経費区分において、20%以上の増減となる変更であるが、研究開発支援事業は1万円以内、商品化促進支援事業及び販売力強化支援事業は5万円以内の増減の変更である場合
- (3) 事業目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の変更をする場合

(事業実績報告)

第12条 補助事業者は、事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、要綱第7条に規定する事業実績報告書に事業実績書（別紙5）及び収支決算書（別紙6）及び消費税課税事業者届出書（別紙3）を添付し、報告するものとする。

(状況報告及び補助金の返還)

第13条 商品化促進支援事業及び販売力強化支援事業を実施する補助事業者は、事業完了年度の翌年度から3年間、当該年度における事業の実績について、事業実施状況報告書（別紙7及び8）を作成し、翌年度の4月末までに市長に提出しなければならない。

2 事業実績書の内容と著しく異なる場合は、市は補助金の返還を求めることができる。

（証拠書類等の保存）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、これを保存しなければならない。

（公表等）

第15条 市長は、交付決定された事業の成果について、事業の実績を公表及び補助事業者に発表を求めることができるものとする。

2 公表する範囲については、補助事業者名、事業実績等とし、公表が時期尚早なもの、望ましくないものについては、市において公表範囲を協議決定する。

（その他）

第16条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成23年7月19日から適用する。

附則

この要領は、平成24年4月19日から適用する。

附則

この要領は、平成26年7月1日から適用する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成29年8月7日から適用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和 6 年 8 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。